

第11章

計画の推進体制

第11章では、計画の推進に当たり、進行管理や評価体制について説明しています。

内容

- 1 計画の進行管理
- 2 計画の評価体制

計画の推進体制

1 計画の進行管理

(1) 推進体制の整備

本計画に位置づけられた施策や事業は多分野に渡るため、取組を着実かつ効果的に推進するには、行政内及び社協内関係各課の横断的な連携が不可欠です。そのため、それぞれが主体性を持ち、専門的な知識・技術を活かしながら包括的な取組を推進します。

また、本計画は福祉に関わる各分野の基盤計画であることを踏まえ、行政の個別計画の進捗状況を確認し、整合性を図りながら毎年度の進捗管理を行います。

(2) 市民、地域との連携

地域福祉は行政や社協だけではなく、市民や民生委員・児童委員、自治区、地域活動団体、ボランティア、専門職、企業などが担い手となり連携・協力することが重要です。そのため、これらの主体に対して、多様な手段・機会を通じて、地域福祉や本計画の方向性などの情報発信を行います。

2 計画の評価体制

計画の評価については、「豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（行政）」「豊田市地域福祉活動推進委員会（社協）」で、毎年活動内容や成果を報告し、評価を行います。各会議では、市民視点、専門的視点から進捗状況を評価したうえで、取組のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。

評価に際しては、数値的な指標だけでなく、地域の取組の内容など「質」についても共有し、評価することとします。